

第18回農業委員会総会議事録

令和元年6月6日(木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第68号から第70号)
日程第4 議事(議案第63号から第65号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 2 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	17 番	村上 利之
18 番	山谷 孝芳	19 番	佐伯 瑞穂
21 番	明石 茂	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (3 名)

16 番	宮下 勉	20 番	樋上 豊
22 番	堀 正		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 68 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 69 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 70 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 63 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 64 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 65 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主 査	青木 克憲	主 任	吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時56分

議長（舟木会長）

ただいまから、第18回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「18番 山谷委員」「19番 佐伯委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第68号の説明）

議長（舟木会長）

報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

〇〇では圃場整備が行われていたが、地番はまだ変わらないのか。

事務局（福井局長）

換地が終わっていないので、地番はまだ変わらない。今年度終了すると聞
いている。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第 6 9 号の説明)

議長 (舟木会長)

次に報告第 6 9 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 7 0 号の説明)

議長 (舟木会長)

次に報告第 7 0 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

永森委員

案件の 6 , 7 番について、〇〇道路を境に棲み分けができていたところではなかったか。

事務局（青木）

〇〇氏から〇〇氏に購入してほしいと依頼したと聞いている。また、〇〇氏が購入してもこれまでどおり〇〇に預けると聞いている。

横山委員

中間管理事業の賃貸借は、解約できないという規定はないのか。

事務局（青木）

今回は補助金の返還が発生するが、補助金を返還しても売買したいということである。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第63号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、〇〇番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第63号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山委員

2番の件について、5反の要件は満たしているのか。

事務局（青木）

購入前の耕作面積が5反未満でも、購入後の面積が5反以上であれば要件を満たすことになる。

横山委員

3条の使い方次第では、小さい農家が増えることにならないか。農業委員の同意が必要ないので、農業委員の知らないところで売買されている。

事務局（青木）

5反の要件は以前から変わっていない。あくまでも購入後の面積が5反以上であれば要件を満たすことになる。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第63号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第64号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 6 ページの議案第 6 4 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 6 4 号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1 番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 6 4 号の 1 番について説明します。
申請人は〇〇市内の医療法人です。
現在、〇〇地内で病院及び診療所を運営しています。
このたび、平成〇〇年に新たな事業形態として創設された〇〇の施設を、
現在の駐車場敷地に建設予定であり、そのため、新たな駐車場敷地が必要と
なり、今回転用申請するものであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(舟木会長)

2 番については砂原委員より説明をお願いします。

砂原委員

議案第 6 4 号の 2 番について説明します。
申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。
事業の拡大によって、工事に使用する重機や車両、必要な資機材等の保有
数及び大型化により、既存地だけでは業務への対応が難しくなっています。
そのため、隣接地に建設資材置場用地が必要となり、今回転用申請するも
のであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(舟木会長)

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第64号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第65号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第65号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は2件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第65号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 6 5 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 1 8 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 5 7 分

その他報告事項

農業委員会視察研修会について

・実施予定日 令和元年 7 月 日 () ~ 7 月 日 ()

・視察先 ○○方面 (視察先と日程調整中)

* 調整後ご案内します。

次回開催場所と時刻について

・開催日 7 月 8 日 (月) 午後 2 時から

・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料

・のうねん (2019 年 5 月号)

・とやま農年だより

第十八回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 令和元年六月七日

至 令和元年六月二十八日